

平成27年度第7回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成27年7月6日
担当部・課：総務部危機対策課〔内線4155〕

| |
|--|
| ①件名 |
| 災害時における隊友会の協力に関する協定締結について |
| ②施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| 宮城県隊友会および各支部は、宮城県および県内17市町村と協定を締結しており、石巻市についても、隊友会会員の自衛隊で培った知識や技術を生かし防災力の向上を目指すとともに、平時から自衛隊と連携している隊友会の協力により大規模災害時において自衛隊とのスムーズな情報伝達を図るもの。 |
| ③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| 【根拠法令】 (1) 災害対策基本法 (2) 石巻市地域防災計画 第1章 第2節 基本方針 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 |
| ④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| 平成27年3月～ ・(社) 隊友会宮城県隊友会石巻統合支部との協力に関する協議 |
| ⑤主な内容 |
| 【協定内容】 (目的) 石巻市内において地震、風水害その他大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。 (協力の内容) (1) 災害時に於ける派遣部隊及び石巻市行政との連絡調整 (2) 自主防災活動への参加、協力 (3) その他、石巻市が必要と認める災害対処業務での隊友会が妥当と判断した業務 (協力要請) 災害時において協力が必要と認められる場合において文書および口頭により要請することができる。 |

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

災害時における自衛隊派遣部隊との連絡調整が図られる。
 また、平時においても防災訓練への協力などにより、自衛隊で培った知識や技術を活かしていただくことで、防災力の向上が図られる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

隊友会は、宮城県および、県内 17 市町村が各支部と協定している。
 県：宮城県隊友会と協定
 県内 17 市町村：各支部と協定（仙台市、栗原市、白石市、名取市、角田市、東松島市、登米市、岩沼市、大崎市、等）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

締結式
 平成 27 年 7 月 8 日（水） 10：30
 市役所 4 階 庁議室

⑨その他

本市の災害時協定締結状況（平成 27 年 6 月 30 日現在）

| 内訳 | 協定数 | 備考 |
|------------|------------------------|--|
| 自治体間相互応援協定 | 11 協定 (14 自治体及び宮城県) | <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県ひたちなか市 ・東京都葛飾区 ・秋田県湯沢市 ・山形県河北町、徳島県藍住町 ・大崎市、山形県新庄市、山形県酒田市 (みちのくウエストライン) ・熊本県八代市 ・香川県丸亀市 ・女川町、東松島市 ・宮城県 ・神奈川県平塚市 ・東京都中央区 |
| 支援協力に関する協定 | 83 | <ul style="list-style-type: none"> ・各民間企業関係 ・郵便局、石巻専修大学、医師会等 |
| 広域関連団体災害協定 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・石巻警察署 ・河北警察署 ※警察署使用不能時の施設利用協定 |

※広域消防および広域水道で他団体と 10 協定あり